仕様書

1 業務名

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 宇宙食常設展示設営委託業務

2 業務の目的

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館(岐阜県各務原市下切町 5-1、以下、「空宙博」という) において、国際宇宙ステーション(以下、「ISS」という)で食されている宇宙日本食を説明 するため、常設展示に必要な物品購入、コンテンツ作成などを含めた設営業務を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月13日(月)まで

4 業務内容

(1) 解説パネルの製作

受託者は、宇宙食(宇宙エリア)常設展示に関する解説パネルのデザインと製作を行うこと。

- 製 作 数:1個
- ・デザイン:空宙博内の他の展示と調和したデザインとする。
- ・サ イ ズ:A0
- ・素 材:ポスターパネル (アルミフレーム) にダイノックシート貼り イーゼル等を用いて自立すること
- ・使用言語:日本語 ただし、タイトルのみ英語を併記する。
- ・記載内容:県が原稿を提供する。
- ・注 意 事 項:既存展示物と同等の色、質感のものとし、統一感を持たせること。 受託者は、解説パネルに使用する JAXA の画像等の利用承認の手 続きを行うこと。

(2)展示物の収集と展示台の製作

- ①宇宙日本食の収集とキャプションの製作
 - ・宇宙航空研究開発機構(以下、「JAXA」という)において認証された宇宙日本食(搭載食品)の調達をすること。JAXAのホームページに記載のある宇宙食の種類にある「加水食品」、「温度安定化食品」、「自然形態食品」、「調味料」からそれぞれ1~2品目を選定し、計6品目以上の宇宙日本食について、1品目毎に3点以上を調達すること。調達する宇宙日本食の選定は県と協議の上、決定する。

JAXA「宇宙食の種類」ホームページ:

https://iss.jaxa.jp/spacefood/overview/category/

・宇宙日本食(搭載食品)の在庫等の状況により、調達が難しい場合は、県との協議のう え、宇宙日本食(認証食品)等に変更することもある。

- ・展示する宇宙日本食(以下、「展示物」という。)に関するキャプション(説明)を製作する。
 - ・製作数:展示物につき1個
 - ・素 材:アクリルまたはスチレンボードにダイノックシート貼り
 - ・デザイン:別紙「キャプションのイメージ」を参考とする
 - サイズ:縦135mm×横135mm(目安)
 - ・使用言語:日本語 ただし、タイトルのみ英語を併記する。
 - ・記載内容:県と協議し、県の承認を受けるものとする。
 - ・注 意 事 項:既存展示物のキャプションと同等の色、質感のものとし、統一感を持たせること。

②展示什器の調達

①を展示するためのケースを調達すること。なお、空宙博の既存展示台と同等の色、 質感のものとする。(別紙「展示台・アクリルケースのイメージ」を参考とする)

○展示台

- 数量:1台
- ・サ イ ズ:幅 1500 mm×奥行 740 mm×高さ 1000 mm (目安)
- ・塗料(色): N-40 と同等のもの
- ・フレーム塗装:スチール加工の焼付塗装
- ○アクリルカバー
 - 数 量:1個
 - ・サ イ ズ:幅1360 mm×奥行600 mm×高さ250 mm (目安)
 - ・素 材: 厚み 8 mmの無色透明アクリル
 - ・注 意 事 項:展示物の盗難を防止する機能を付加しなければならない 展示物の入替えが容易になるよう協議すること

(3) 映像制作

受託者は、以下により、ISSと宇宙日本食にまつわる映像1本を制作する。具体的な業務は次のとおり。

① 映像の内容

ISS 内で宇宙飛行士が食事の準備をする様子や飲食する様子を含んだものとし、展示物で選択した宇宙日本食が収録されている JAXA 所有の映像・画像を多く使うこととする。

② 映像素材の収集

素材の収集は受託者において行う。その際、受託者は、可能な限り無償で使用できる著作物を素材として収集するものとする。(後年度に経費が発生するものは認めない。)

受託者は、映像制作のうえで必要不可欠な素材として、有償の著作物を使用しなければならない場合は、別途県と協議のうえ、使用するものとする。

③ 映像の編集

受託者は、上記②で収集した映像素材を基に編集台本を作り、県の承認を得て映像 を制作する。編集にあたっては、次の点に留意する。

- ・映像の尺:3分程度とする。
- ・テロップ:日本語と英語を併記する。
- ・音 声 等:映像素材に収録されている宇宙飛行士の肉声や音声等を活かすものと する。映像素材に音声が無ければ、映像を説明するテロップ等を付加 する。
- ・デザイン:空宙博の既存の映像や展示物と調和したものとする。
- ・注意事項:映像素材の収集及び編集にあたり、受託者は JAXA の映像、画像等の利用承認の手続きを行うこと。

④ 映像装置の調達

受託者は、上記③で編集した映像の上映に必要な映像装置を調達するものとする。

- ・32 インチ以上、解像度 WQHD (2560×1440px) 以上のディスプレイ 1 台
- ・ディスプレイスタンド(想定品:ハヤミ工産 PH-823S) 1台
- ・メディアプレイヤー(リピート再生が可能) 1台
- ・スピーカー 1式
- ・上記装置は、スタンドに設置するものとし、必要に応じスタンドに収納ボックス やスピーカーボックスなどを設置すること。
- ・メディアプレイヤー機能内蔵ディスプレイや前面スピーカー搭載ディスプレイも 可とする。
- ・メディアプレイヤーの記憶媒体はSDカード (microSDカード等も含む) に対応 のものとする。装置により他の記憶媒体に対応する場合は、協議の上、変更する ことができる。
- ・電源配線、装置間の接続に必要な配線、設置に必要な金具などを含むものとする。

⑤ 映像の保存

受託者は、上記③で編集した映像を次により保存する。

- ・記録媒体:SD カード(④で変更した記憶媒体も含む)
- ・保存枚数:2枚(予備用を含む)
- ・注意事項:空宙博にて正常に上映できることを、県または空宙博職員の立会いの下で確認を行うこと。

(4) 製作物の設置、設営

上記 (1)、(2)、(3) を、次により、空宙博内に設置する。(3) は調達した映像装置で映像が上映できるよう設営すること。

- ・設置場所:空宙博2階(宇宙エリア) S 4 ゾーンの一部 幅 2.4m×奥行 1.5m (詳細位置は別途指定)
- ・転倒防止:アンカーボルト等で固定し、展示台の転倒防止を図る。
- ·注意事項:
 - ・作業は県または空宙博指定管理者職員の立会いの下で、閉館時に行うこと。

- ・空宙博の建物や展示物等に損傷を与えないよう、必要な養生を行い、損傷を与えた 場合は、受託者側の責任において原状回復すること。
- ・本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務 を進めるものとする。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1)業務完了後の提出物

受託者は、本業務完了後、すみやかに県に業務完了届を提出すること。

その際、本業務で製作した展示台の図面とキャプションのデータ(AI 形式等の印刷用データと PDF ファイル)を合わせて提出する。

(2) 検査

県は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に検査をしなければならない。受託者は検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

(3) 支払い

受託者は前項の検査に合格し、業務を完了したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求するものとする。県は正当な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。なお、契約終了前には前払金等の支払いを請求することはできない。

(4) 関係法令の遵守

委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要な一部業務については、県と協議のうえ、委託することができる。

(6) 著作権等に関する事項

別記「著作権等取扱特記事項」によること。

(7) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の ために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(8) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を

行うことができる。

(9) その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

6 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

7 特記仕様書

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照ら して合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる 妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加 資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 成果物が著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第2条第1項第1号に規定する著作物 (以下「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利 (以下「著作者人格権」という。) 及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利 (以下「著作権」という。) は受託者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物 に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、 提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著 作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条 及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る原稿、イラスト、画像データその他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
 - 一 原稿
 - 二 イラスト
 - 三 画像データ
 - 四 その他本業務の実施に際し制作したもの
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、イラスト、画像 データその他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とそ の者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利 を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
 - 但し、素材の著作者が著作財産権を留保する場合は、使用の許諾年限、使用場所等の条件 について県に報告し、了解得て使用すること。またこの場合、許諾年限がある場合は、更 新費用がかかることを県は了解するものとする。
 - 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、県に対し、成果物及び当該成果物に係る原稿、イラスト、画像データその 他の素材(以下「成果物等」)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないも のとする。
- 2 県は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

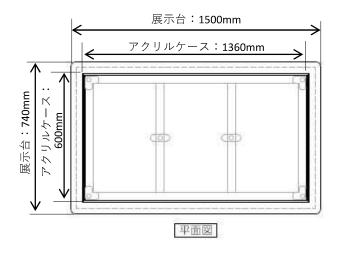
(保証)

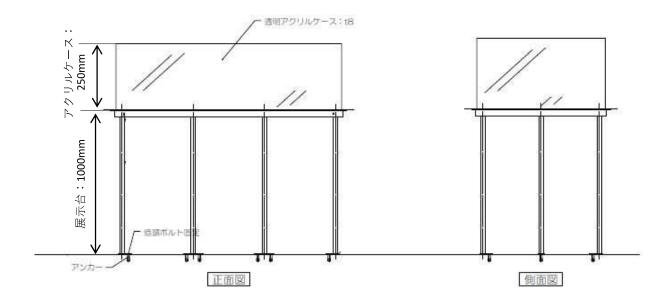
第4 受託者は、県に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、県に対し、成果物等の電子データが入った納入物を当該成果物の引渡し時 に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物の引渡し時に県に移転する。

展示台・アクリルケースのイメージ





<u>キャプションのイメージ</u>

フリーフライヤー印章

Space Flyer Unit seal

この額の一番上にあるものは、SFU実施関連機関の口ゴを漉き込んだ和紙にSFUの印章を押印したもので、実際にスペースシャトルによって宇宙に持ち込み、地上にもどされたもの。印影には中央の解説の文字が篆刻されている。額読は、SFUプロジェクト各関係機関等へ贈呈されたもの。

協力 清水辛夫